

研修テーマ：人権教育

1 人権教育とは

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（2000（平成12）年法律第147号）では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（第2条）をいうものとしている。

国連の「人権教育のための世界計画 第1フェーズ（2005～2007）行動計画」では、人権教育について、「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う」ものとし、その要素として（a）知識及び技術－人権及び人権保護の仕組みを学び、日常生活で用いる技術を身に付けること、（b）価値、姿勢及び行動－価値を発展させ、人権擁護の姿勢及び行動を強化すること、（c）行動－人権を保護し促進する行動をとることが、含まれるものとしている。

これらを踏まえば、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。（「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」平成20年3月より一部抜粋）

【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】（2000（平成12）年）

第二条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

【人権教育のための国連10年行動計画（一部抜粋）】（1995～2004年）

人権教育とは、知識と技能の伝達並びに態度の形成を通じて、人権という普遍的文化を構築することを目的とする研修、普及及び広報努力。

【人権教育のための世界計画 第1フェーズ（2005～2007）行動計画】（のち2年延長）

人権教育とは、知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために、教育、研修及び情報である。

2 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月6日法律第147号）

第一条（目的）

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第二条（定義）

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第三条（基本理念）

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第四条（国の責務）

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第六条（国民の責務）

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第七条（基本計画の策定）

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第八条（年次報告）

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第九条（財政上の措置）

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

3 「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002（平成14）年）

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定されたものである。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するために、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・

啓発は大変重要なものである。そこで、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

これは、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものであるとし、その基本的な在り方として、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえ、次のような点が挙げられている。

- 1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供
- 2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法
- 3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

この基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べられている。



「人権教育・啓発に関する基本計画」

【法務省 Web サイトより】

4 文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査研究会議「人権教育の指導方法等の在り方について」[第一次とりまとめ] から [第三次とりまとめ]

基本計画では、学校教育における人権教育の現状に関しては、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があるとし、人権教育に関する取組の一層の改善・充実を求めている。

さらに、「人権教育・啓発の推進方策」として、「学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」こと、また、「人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進する」ことを明示している。

こうした指摘を踏まえ、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることを目指して人権教育の指導方法等の在り方を中心に検討を行い、平成16年6月には、「人権教育の指導方法等の在り方について [第一次とりまとめ]」が公表され、人権教育とは何かということを知りやすく示すとともに、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点が示された。

平成16年度以降は、人権教育の実践事例等を収集するとともに、これらを参考に、指導方法等の工夫・改善方策などについて主として理論的な観点からの検討が進められ、平成18年1月には、[第二次とりまとめ] が公表された。[第二次とりまとめ] は、全国の学校・教育委員会へ配付され、積極的に活用されてきたが、人権教育のより一層の充実を求める気運はその後も高まり、これに対処するための実践的なノウハウ等の情報を求める要請が大きくなった。

このような中であって、全国の学校関係者等が [第二次とりまとめ] の示した考え方への理解

を深め、実践につなげていけるよう、さらなる検討を進め、掲載事例等の充実を図るとともに、「指導等の在り方編」と「実践編」の二編にこれを再編成し、[第三次のとりまとめ]が作成された。

この策定から 10 年以上が経過し、国民の意識や社会情勢は大きく変化している。それに伴い、学習指導要領の改訂や学校における働き方改革などが行われるとともに、個別的な人権課題に関する立法措置が相次ぐなど、学校や人権を取り巻く情勢も大きく変化している。令和の時代に、これまで以上に一層、学校における人権教育を充実させていくことが求められていることを踏まえ、[第三次とりまとめ]を補足するものとして、令和 3 年 3 月、補足資料が作成されている。



「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」【文部科学省 Web サイトより】



「人権教育を取り巻く諸情勢について～
人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 策定以降の補足資料～」
【文部科学省 Web サイトより】

5 同和問題の解決に向けて

我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けては、1965（昭和 40）年 8 月の「同和対策審議会答申」（以下「同対審答申」という。）を受けて、1969（昭和 44）年 7 月に、「同和対策事業特別措置法」（以下「同対法」という。）が、また、1982（昭和 57）年 4 月に、「地域改善対策特別措置法」が、さらに、1987（昭和 62）年 4 月には、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）が施行され、各種の取組が推進されてきた。また、地域改善対策の基本的な課題について審議を進めていた「地域改善対策協議会意見具申」（1996（平成 8）年 5 月）において指摘されていた「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」、「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」の具体策として「人権擁護施策推進法」が制定され、「人権教育・啓発推進法」の制定や国の「基本計画」の策定に結びついた。

6 徳島県の人権教育

本県では、「徳島県同和教育基本方針」（1991（平成 3）年 5 月策定）に基づき、積極的な同和教育の取組を進めてきていた。その結果、課題は残されているものの、差別意識の解消が進むとともに、広く人権意識の高揚が図られてきた。1993（平成 5）年から 1996（平成 8）年にかけては、部落差別の撤廃と人権擁護を推進するための条例が、県をはじめ県内 50 市町村すべてにおいて制定され、1999（平成 11）年 3 月、『人権教育のための国連 10 年』徳島県行動計画が策定されてからは、同和教育とともに人権教育も進められてきた。

2002（平成 14）年 3 月には、「地対財特法」の失効に伴い、徳島県同和問題懇話会答申「徳島県における今後の同和行政のあり方について」（2001（平成 13）年 12 月）を受けて、「同和問題の解決に向けて（基本方針）」が策定された。ここでは、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発事業については、これまでの同和教育や啓発の中で積み上げられてきた成果や国の方向性等を踏まえ、より効果的に展開するため、『『人権教育のための国連 10 年』徳島県行動計画』や「人権教育・啓発推進法」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」等との関連に留意しつつ、人権教育・啓発に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、積極的に推進する、との方針が示された。また、「同和教育基本方針」等については、「懇話会答申」や国の「基本計画」等を踏まえ、そのあり方等を検討する、との方向性が示された。このような流れを受け、これまでの差別意識の解消に向けた教育を、すべての人の人権を尊重していくための人権教育として発展的に再構築した。2000（平成 12）年 3 月に策定した「徳島県教育振興基本構想」を人権教育推進の指針としていたが、すべての人の基本的人権が真に尊重される社会づくりをめざす意味で、より一層総合的な視野に立った人権教育を推進する必要があることから、平成 26 年に「徳島県人権教育推進方針」が策定され、人権教育が進められている。

7 人権教育及び人権啓発施策（年次報告）

法務省及び文部科学省においては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（2000（平成 12）年法律第 147 号）第 8 条の規定に基づき、毎年、前年度に各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を取りまとめ、「人権教育及び人権啓発施策」として国会に報告している。



令和 4 年度 人権教育及び人権啓発施策（年次報告）」

【文部科学省 Web サイトより】